

1 策定の趣旨

本校では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月 スポーツ庁 以下「運動部活動ガイドライン」という。）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月 文化庁 以下「文化部活動ガイドライン」という。）」並びに「茨城県部活動の運営方針（令和元年 7 月 茨城県教育委員会：以下「県運営方針」という。）」を参酌し、本校の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を構築する観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを願い、「茨城県立神栖高等学校 部活動の在り方に関する活動方針（以下「神栖高校部活動方針」という。）」を策定する。

2 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

学校全体の教育活動として、全教職員共通理解の下、部活動の運営を図るものとする。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すものとする。

(2) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めるものとする。

(3) 校長は、「県運営方針」に則り、神栖高校部活動方針を策定するものとする。

また、部顧問は、年間の活動計画（参加を予定する大会等、別紙様式 1）、並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等、別紙様式 2）及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等、別紙様式 3）を作成し、校長に提出するものとする。

(4) 校長は、「神栖高校部活動方針」及び「毎月の活動計画」を学校のホームページ等への掲載により公表するものとする。

(5) 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整に努めるものとする。

(6) 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会」を設置する。

「部活動運営委員会」は、校長、教頭、特別活動部長、生徒会顧問、運動部・文化部各顧問代表、その他校長が必要と認める者で構成し、部活動の運営に関することについての協議や「神栖高校部活動方針」の内容の見直しなどを行う。また必要に応じて、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医などを加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切で科学的な指導方法やその内容、時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得るよう努めるものとする。

校長は委員会を総理し、委員会を代表するものとし、必要に応じて委員会を開催するものとする。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動・文化芸術活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよ

う、適宜、指導・是正を行うものとする。

- (2) 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有に努めるものとする。
- (3) 部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。
- (4) 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めるものとする。
 - 1 Plan(計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成
 - 2 Do(実施。実行)・・・計画に沿って安全に実施
 - 3 Check(点検・評価)・・・実施状況や効果。成果を点検・評価
 - 4 Action(処置。改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善
- (5) 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする努めるものとする。
- (6) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動ガイドライン」「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、熱中症予防、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するものとする。

5 適切な休養日等の設定

学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を下記の通り設定することとする。

文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

- (1) 一日の活動時間は、原則として平日2時間程度、休業日は4時間程度とする。
- (2) 原則として、週あたり1日以上休養日を設ける。
- (3) 長期休業中については、茨城県教育委員会の指示に基づき「学校閉庁日」等の休養期間(6日程度)を設けるものとする。
- (4) 原則として、始業前の朝の活動は行わないものとする。
- (5) 全国高等学校体育大会及び全国高等学校選抜大会、全国高等学校野球選手権大会及び関東地区高等学校野球大会等のいずれも予選を含期間は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮すること

が必要とされる重要な期間であることから、過度な練習とならないよう配慮するものとする。

(6) 原則として、定期試験等の実施前1週間から最終日前日までを、部活動停止期間として設定する。

ただし、大会前等の理由で校長の許可を得て練習を実施する場合は、できるだけ短時間（1時間程度）で行い過度な練習とならないよう配慮するものとする。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

学校は、予算や人的資源の許す範囲内で、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくことに努めなければならない。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 学校は、各部活動が参加する大会・試合等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等（以下、「大会等」という。）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するものとする。

(2) 校長は、茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の部活動にかかわる組織並びに市町村教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するものとする。

平成30年7月12日 制定

平成30年9月1日 運用開始

平成30年10月1日 一部改定

令和元年9月1日 改定

令和元年10月1日 運用開始

校長	教頭	事務長

※ 参加予定の大会名（高体連、高文連以外を含む）等を記入してください。

[illegible]

2019年

10月

茨城県立神栖高等学校 部活動予定 (運動部)

日	曜日	主な学校行事	硬式野球	バレーボール	バスケットボール	サッカー	バドミントン	ソフトテニス	卓球	剣道	柔道
1	火		16:00～18:00								
2	水		16:00～18:00								
3	木		16:00～18:00								
4	金		16:00～18:00								
5	土		9:00～13:00								
6	日		休み								
7	月		休み								
8	火										
9	水										
10	木										
11	金	中間考査									
12	土										
13	日										
14	月	体育の日									
15	火	中間考査									
16	水	中間考査									
17	木	体育祭予行									
18	金	体育祭									
19	土										
20	日										
21	月										
22	火	即位礼正殿の儀									
23	水										
24	木										
25	金										
26	土										
27	日										
28	月										
29	火										
30	水										
31	木										

※ 活動時間等は、天候等により変更する場合があります。ご注意ください。

2019年

10月

茨城県立神栖高等学校 部活動予定 (文化部)

日	曜日	主な学校行事	吹奏楽	軽音楽	書道	写真	リーダースクラブ	演劇	茶道	商業	モデルアート	特進
1	火		16:00～18:00									
2	水		16:00～18:00									
3	木		16:00～18:00									
4	金		16:00～18:00									
5	土		9:00～13:00									
6	日		合同練習 (石岡商)									
7	月		休み									
8	火											
9	水											
10	木											
11	金	中間考査										
12	土											
13	日											
14	月	体育の日										
15	火	中間考査										
16	水	中間考査										
17	木	体育祭予行										
18	金	体育祭										
19	土											
20	日											
21	月											
22	火	即位礼正殿の儀										
23	水											
24	木											
25	金											
26	土											
27	日											
28	月											
29	火											
30	水											
31	木											

※ 活動時間等は、天候等により変更する場合があります。ご注意ください。

別紙様式 3

2019 年度

10 月

校長

教頭

事務長

特活部保管

部活動実績報告

所属名	茨城県立神栖高等学校	担当部活動	
職 名		氏 名	

日	曜	活動実績			備 考
		始期	終期	活動時間	
1	火			0:00	
2	水			0:00	
3	木			0:00	
4	金			0:00	
5	土			0:00	
6	日			0:00	
7	月			0:00	
8	火			0:00	
9	水			0:00	
10	木			0:00	
11	金			0:00	
12	土			0:00	
13	日			0:00	
14	月			0:00	
15	火			0:00	
16	水			0:00	
17	木			0:00	
18	金			0:00	
19	土			0:00	
20	日			0:00	
21	月			0:00	
22	火			0:00	
23	水			0:00	
24	木			0:00	
25	金			0:00	
26	土			0:00	
27	日			0:00	
28	月			0:00	
29	火			0:00	
30	水			0:00	
31	木			0:00	
合計時間				0:00	